

身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける方が障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

申請には以下の物が必要であり、結果がでるまで1ヶ月程度かかります。

申請に必要なもの

①印鑑

②本人の写真1枚(たて4cm×よこ3cm。原則1年以内のもの。上半身で脱帽。)

③身体障害者意見書(障がい種別による。様式は健康福祉課窓口にあります。)

④マイナンバーが分かるもの

※平成28年1月より申請書等に個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりますのでご注意ください。

身体障害者手帳・診断書の種類

視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害

障害の程度

1～6級

※数字が小さいほど重度となります。

※その他にも以下の場合は手続きが必要となります。

障害程度変更

居住地・氏名の変更

再交付

返還(死亡等)

詳しくは健康福祉課へお問合せください。

町民生活部健康福祉課社会福祉係

電話 57-4172